

# 印 旛 郡 市 体 育 協 会 会 則

## 第1章 総 則

第1条 本会は印旛郡市体育協会といい、(財)千葉県体育協会に加盟する。

第2条 本会は事務局を当該市町内におく。

第3条 本会は印旛郡市の加盟団体を統括し、かつ、これを代表する団体であって、郡市民の体力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、地域の体育スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 体育スポーツに関する調査研究、宣伝啓発および指導。
- (2) 印旛郡市民体育大会等競技会、講習会各種行事の実施。
- (3) 体育スポーツ指導者の育成。
- (4) (財)千葉県体育協会との連絡ならびに加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図る。
- (5) 千葉県民体育大会に選手ならびに役員を派遣する。
- (6) 体育功労者並びに優秀選手の表彰。
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業。

## 第2章 組 織

第5条 印旛郡市内に事務局を有する体育スポーツ関係団体で、理事会および評議員会が承認したものを加盟団体とする。

- (1) 各市町体育協会。
- (2) 運動種目を代表する郡市単位の競技団体
- (3) 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、1万円以上を寄付する団体および個人。

任期は一年とし年度毎に更新する。

第6条 本会に次の競技団体をおく。

- |             |                |           |               |
|-------------|----------------|-----------|---------------|
| 1 陸上競技      | 2 バレーボール       | 3 ソフトテニス  | 4 卓球          |
| 5 バasketボール | 6 軟式野球         | 7 相撲      | 8 柔道          |
| 9 剣道        | 10 弓道          | 11 バドミントン | 12 空手道        |
| 13 サッカー     | 14 レスリング       | 15 ライフル射撃 | 16 ウエイトリフティング |
| 17 なぎなた     | 18 アーチェリー      | 19 ソフトボール | 20 ボウリング      |
| 21 ゴルフ      | 22 テニス         | 23 ラグビー   | 24 水泳         |
| 25 スキー      | 26 クレー射撃       | 27 山岳     | 28 自転車        |
| 29 ハンドボール   | 30 スケート (活動休止) | 31 カヌー    | 32 馬術         |
| 33 ボクシング    |                |           |               |

第7条 本会の加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、または本会の加盟団体として不相当と認められたときは、理事会および評議員会の承認を経て退会させることができる。

## 第3章 役 員

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 評議員 若干名
- (8) 監事 2名
- (9) 顧問 若干名
- (10) 参与 若干名

- 第9条 会長・副会長は評議員会で選出する。
2. 会長は、本会を代表して会務を総理する。
  3. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
- 第10条 理事長・副理事長は理事の互選により会長がこれを委嘱する。
2. 理事長は会長の命を受けて会務を執行し、理事会及び諸会議の議長となる。
  3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故ある時はその職務を代行する。
- 第11条 常任理事は理事の互選により、会長がこれを委嘱する。
- 第12条 理事は加盟団体の各市町体育協会代表者2名・各市町社会体育担当者1名ならびに競技団体より選出された者5名および学識経験者の中から評議員会で承認された者とする。
- 第13条 評議員は各市町体育協会より1名、競技団体より1名を選出するものとする。
- 第14条 監事は評議員会で選出し、財務を監査する。
- 第15条 顧問及び参与は評議員会の推薦により会長が委嘱する。
2. 顧問・参与は会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。
- 第16条 (財)千葉県体育協会評議員は理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第17条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第4章 機 関

- 第18条 本会に次の機関をおく。
- (1) 評議員会 (2) 理事会 (3) 常任理事会 (4) 事務局
- 第19条 評議員会は会長が招集し、年1回以上開き、次の事項を決議する。
- (1) 予算及び決算 (2) 事業計画及び報告 (3) 役員の改選 (4) その他重要な事項
2. 評議員会は評議員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。
- 第20条 理事会は会長が招集し、評議員会の決議事項を執行する。
- 第21条 常任理事会は会長が招集し、本会の会務を掌理する。
- 第22条 事務局は、事務局長(1名)及び事務局員(若干名)で構成し、庶務・会計を掌る。
2. 事務局長は理事会で選出し、評議員会で承認された者を会長が委嘱する。

#### 第5章 会 計

- 第23条 本会の経費は、負担金、交付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終える。

#### 第6章 附 則

- |                               |                            |
|-------------------------------|----------------------------|
| 第1項 削除                        | 第10項 本会則は平成20年5月10日より施行する。 |
| 第2項 本会則は評議員会の議決によらなければ変更できない。 | 第11項 本会則は平成22年5月 8日より施行する。 |
| 第3項 本会則は昭和58年5月28日より施行する。     |                            |
| 第4項 昭和60年4月1日より成田市が独立する。      |                            |
| 第5項 本会則は平成7年5月13日より施行する。      |                            |
| 第6項 本会則は平成9年5月10日より施行する。      |                            |
| 第7項 本会則は平成11年5月9日より施行する。      |                            |
| 第8項 本会則は平成12年5月13日より施行する。     |                            |
| 第9項 本会則は平成18年5月13日より施行する。     |                            |